

中央教育審議会における教員組織の在り方に関する
審議の動向について

文部科学省高等教育局

大学の教員組織の在り方に関する検討委員会における審議経過

概要

平成15年10月2日の大学分科会において、中央教育審議会大学分科会の下に、安西慶応大学塾長を座長に、大学の教員組織の在り方等について専門的な調査審議を行うために設置された。(委員の構成については(別紙)参照)

具体的な検討項目

- ・大学の自主性・自律性の一層の確保の観点からの教員組織の在り方(講座・学
科目制等)についての見直し
- ・助教授、助手等の若手研究者が独立して研究を行うこともできるようにする観
点からの職の在り方(職務内容等)についての見直し 等

これまでの審議経過

昨年、教員組織検討委員会で4回、また、大学分科会において1回、審議を行
ったところ。

第1回 (平成15年11月13日(木))
大学の教員組織の在り方について自由討議

第2回 (平成15年12月3日(水))
大学の教員組織の在り方について自由討議

第3回 (平成15年12月11日(木))
山本眞一委員(筑波大学大学研究センター長)より「助手制度の実態」
について報告

(第32回 大学分科会(平成15年12月18日(木)))

第4回 (平成15年12月19日(金))
大学の教員組織の在り方について自由討議

第5回 (平成16年2月5日(木))
これまでの各論点の整理

第6回 (平成16年3月17日(水))
これまでの各論点の整理

中央教育審議会大学分科会
大学の教員組織の在り方に関する検討委員会名簿

委員	黒田 玲子	東京大学教授、東京大学総長特任補佐 総合科学技術会議議員
〃	中嶋 嶺雄	国際教養大学長 アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長 北九州市立大学大学院教授
臨時委員	天野 郁夫	国立大学財務・経営センター研究部長
〃	安西祐一郎	慶應義塾長
〃	生駒 俊明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
〃	井村 裕夫	科学技術振興機構顧問 京都大学名誉教授
〃	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
〃	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
専門委員	伊藤 文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
〃	岩田 啓靖	山口県立大学長
〃	川村 正幸	一橋大学副学長
〃	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
〃	鈴木 昭憲	秋田県立大学長
〃	鈴木典比古	国際基督教大学長
〃	福田康一郎	千葉大学医学部長
〃	堀江 孝至	日本大学医学部長
〃	森脇 道子	産能短期大学長
〃	山本 眞一	筑波大学大学研究センター長
〃	四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

論点の整理（案）

【構成】

- 基本的な考え方について
- 大学教員の職の在り方について
- 1 若手教員のための職について
 - 助手について
 - 助教授について
- 2 全体について
 - 講座制・学科目制等の教員組織の在り方について

．基本的な考え方

大学の教員組織は、大学の特色に応じた教育研究の活性化や若手教員の人材養成を図る上で、重要な機能を果たすものであり、教育研究の進展等に応じて、各大学において、柔軟かつ機動的に、こうした機能を十分果たすことができるよう教員組織を編制することが重要である。

しかし、現在の大学の教員組織に関する制度については、若手教員の人材養成を図る上で必ずしも適切なものではない等の指摘があることから、今後の大学の教員組織の在り方について検討することが必要ではないか。

具体的には、

助教授、助手のうち、独自の柔軟な発想に基づき、独立して教育・研究を行う若手教員については、それに相応しい位置付けを行うという観点

人事の流動性、特に、国際的な人事の流動性や国際的な通用性の観点

各大学が、それぞれの状況や考えに基づいて、多様な教員組織の在り方を可能にするという大学の自主性・自律性の観点等の観点から、検討することが必要ではないか。

高等専門学校についても検討が必要ではないか。

大学教員の職の在り方について

1 若手教員のための職について

助手について

助手は、職務内容、実態とも極めて多様であり、曖昧な位置付けの職である。現在の助手のうち、独立して教育・研究を行う若手教員については、それに相応しい位置付けの職を検討すべきではないか。

独立して教育研究を行う若手教員について新しい職を設ける場合、その職の位置付け（職名、職務内容、資格等）や処遇をどうすべきか。

若手教員の養成においては、教育面と研究面の両方が重要であり、若手教員のための職については、教育と研究の両方を職務内容にすることが必要ではないか。

若手教員のための職を設けるにあたっては、各大学や各分野で状況が異なっており、各大学が、自由に制度設計ができるようフレキシブルな形にすることが必要ではないか。

現行の助手のうち、独立して教育・研究を行う若手教員以外の、専ら教育研究活動の補助を行っている者、技術的な職務を担っている者、事務的な職務を担っている者については、どのようにすべきか。

各大学において実際に活用され、定着するための方策をどうすべきか。

助教授について

現在の助教授の職は、現行制度上、「教授を助ける」ことを職務としているが、実態や国際的な通用性の観点等から、独立して教育・研究を行う者については、それに相応しい位置付けの職を検討すべきではないか。

新しい職を設ける場合、その職の位置付け（職名、職務内容、資格等）や、それと処遇との関係をどうすべきか。

助教授の職を見直す場合においても、助手の場合と同様に、各大学が、自由に制度設計ができるようフレキシブルな形にすることが必要ではないか。

新しい職を設ける場合、現行の助教授の制度については、どのようにするべきか。また、「教授を助ける」ことも職務としている者については、どのようにするべきか。

各大学において実際に活用され、定着するための方策をどうすべきか。

2. 全体について

教員組織の在り方を検討するに当たっては、分野別、大学の類型別に検討したうえで、全体を通じた在り方について検討を進めるべきではないか。

大学として置くべき基本的な職の種類をどうすべきか。（大学に置く職を、必置の職、大学の判断により置くことができる職で法令に規定するもの、その他の職に、どのように整理すべきか。）

大学教員の職の在り方を検討するに当たっては、ポストドクターを含めたキャリアパス全体を考えるべきではないか。

大学教員の流動性を高めるため、公募制や任期制をどのようにして促進すればよいのか。

大学によっては、その判断に基づき、テニユア制を導入することが流動性の向上や優れた人材の確保の面において、有効な場合があり、テニユア制の導入を促進すべきではないか。

特に、若手教員のための職については、アメリカのテニユア・トラックにある職（アシスタントプロフェッサー等）のように、任期付で一定期間、研究等を行うことができるようすることが望ましいのではないか。

年功ではなく、業績や能力を多面的な要素で適切に評価して、それに基づいて昇進や処遇を定めることも重要ではないか。

・ 講座制・学科目制等の教員組織の在り方について

大学の教員組織の編制については、より大学の自主的な判断に委ねる方向で見直すことが必要ではないか。

また、実態を変えるためには、どのようにすべきか。